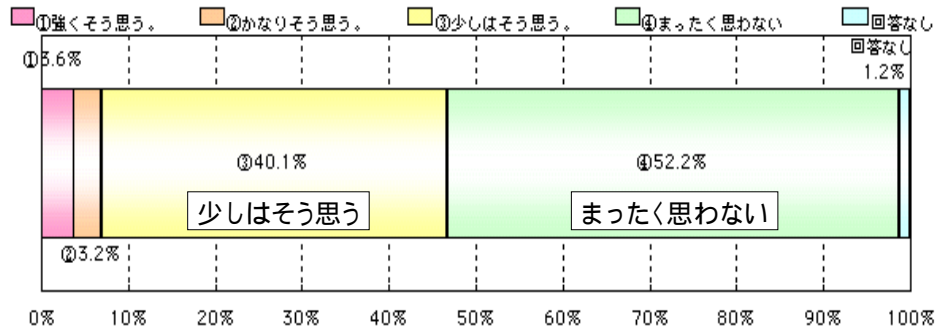


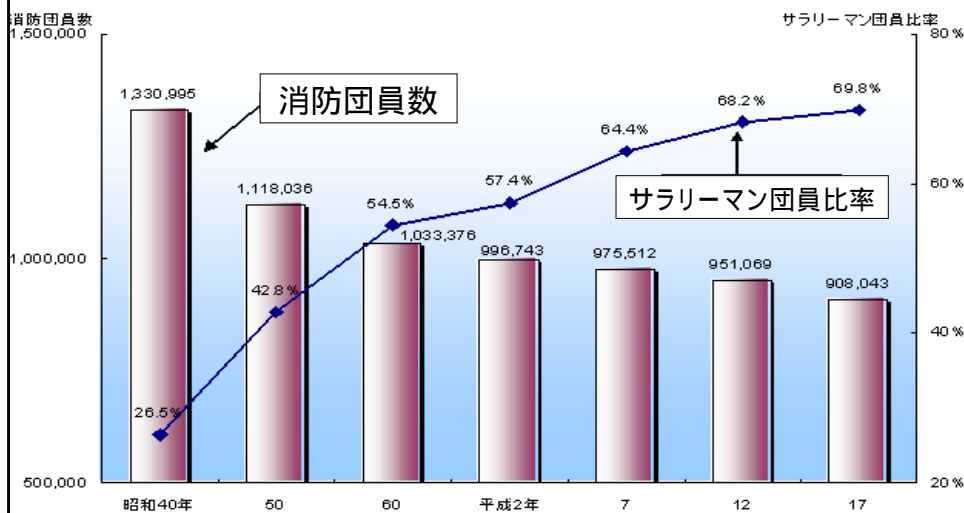
水害への関心低下

あなたは、今のお住まいが今後10年以内に洪水による被害を受けると思いますか？



県政モニターアンケートH16.10 247人の回答結果

地域の水防を支える団員の減少



(引用元:総務省消防庁資料)

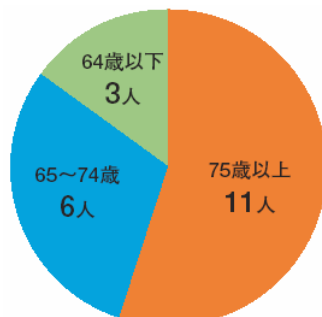
1-1 近年の治水を取り巻く状況

5. 高齢者など災害時要援護者の被災が増加

平成16年の災害では、高齢者など災害情報の聴取や避難行動の面でハンディをもつ人の犠牲者が多い

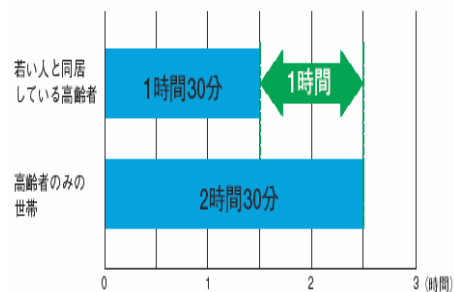
災害時要援護者の被災が増加

平成16年7月の新潟・福島豪雨と福井豪雨での年齢別死者



田中淳「豪雨災害と高齢者」(『季刊消防科学と情報』No.78・2004年秋)から作成

高齢者が避難に要した時間

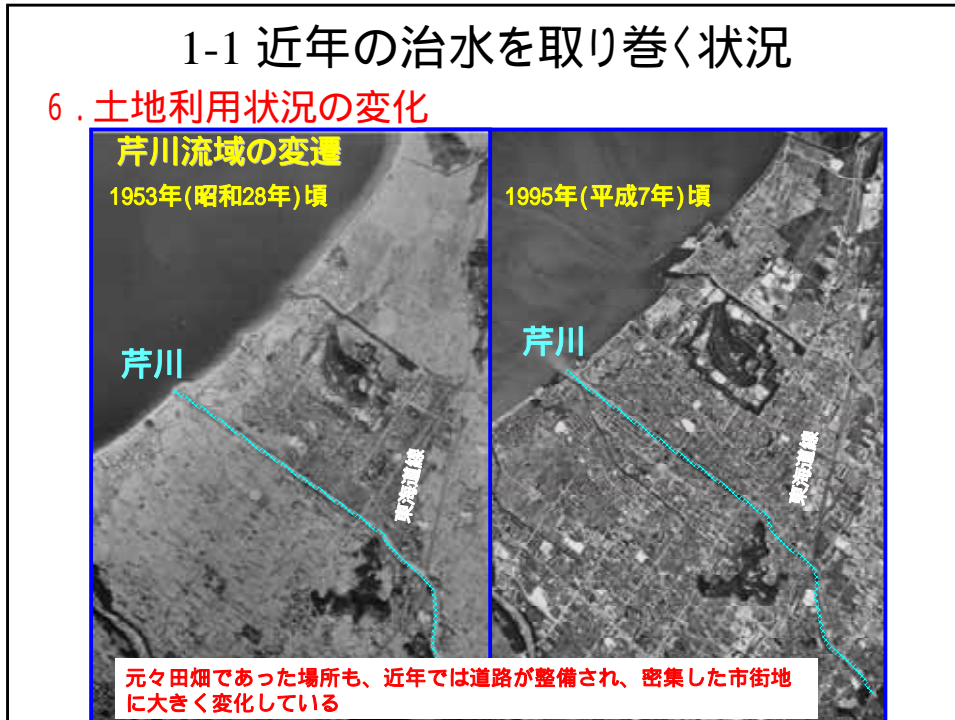


2000年の東海豪雨で群馬大学の片田敬孝助教授が調査した結果

出典元：国土交通省河川局災害情報より

1-1 近年の治水を取り巻く状況

6. 土地利用状況の変化



1-2 これからの治水対策

これまでの対策

一定規模の洪水を河道内で安全に流下させる



近年の水害からの課題

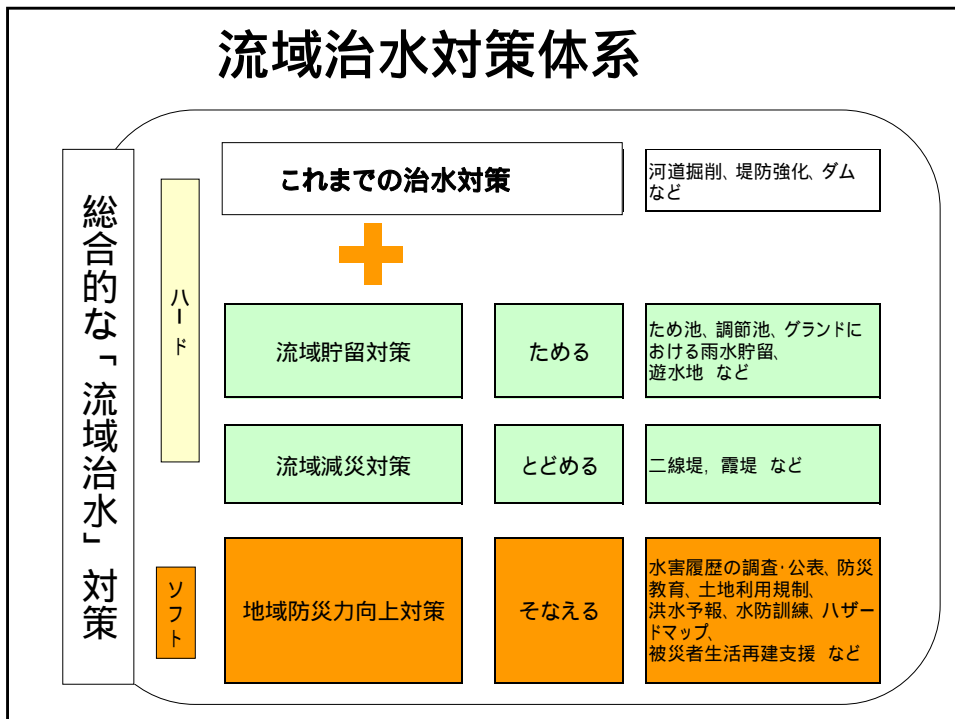
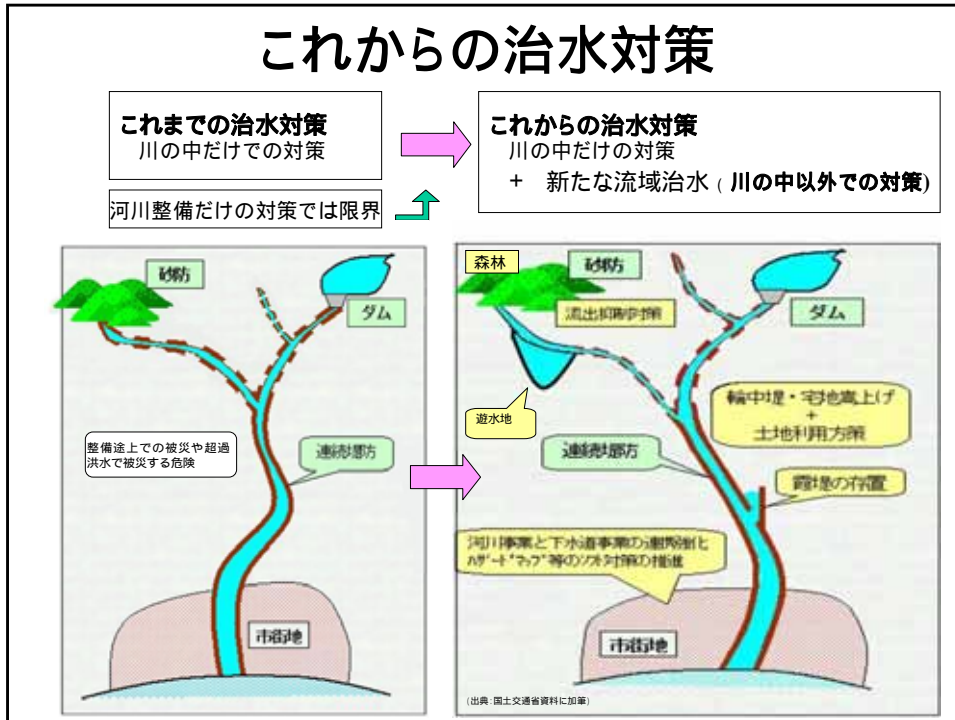
気象状況の変化(集中豪雨の頻発)
河川整備の限界(長時間、計画以上の洪水発生)
社会状況の変化(地域の共助体制の脆弱化)

これからの対策

治水対策の目標

人々の命を守る
床上浸水のような壊滅的な被害を防ぐ
床下浸水、農地の浸水も防ぐ

・これまでの治水対策に加え、自助・共助・公助を組み合わせ、ハード対策とソフト対策を連携し、対策を進める。



流域治水の例1

ためる

上流部

河川流量 大 → 河川流量 小

調節池、浸透施設

中流部

河川流量 大 → 河川流量 小

浸透施設、調節池

とどめる

二線堤

氾濫が市街地におよぶ (被害大) → 市街地への氾濫を防止 (被害小)

霞堤

通常時、増水時、減水時

洪水時に開口部より流水の一部が逆流し、一時的に流れをため込むことが出来洪水調節効果を生じます。

(左、右上イラスト出典：国土交通省HPより)

流域治水の例2

地域防災力の向上

水位・雨量情報伝達

滋賀県防災情報システム

(洪水時)

<http://www.bousai.bics-shiga.jp/dts/shiga/index.asp>
<http://www.shiga-bousai.jp/mobile/kasen.html> (携帯版)

洪水ハザードマップ (彦根市庁より)

行政が公表する洪水想定区域図を基に、避難場所の水害安全度の確認や避難の経路、要援護者の支援体制など地域の皆さんで検討し、洪水ハザードマップにして洪水に備えましょう。

そなえる

水害体験の聞き取り・伝承

世代交流型ワークショップ

水害学習会

水防訓練

水防工法の演習

避難訓練

子供の頃にはこの地域でも大きな水害があったが

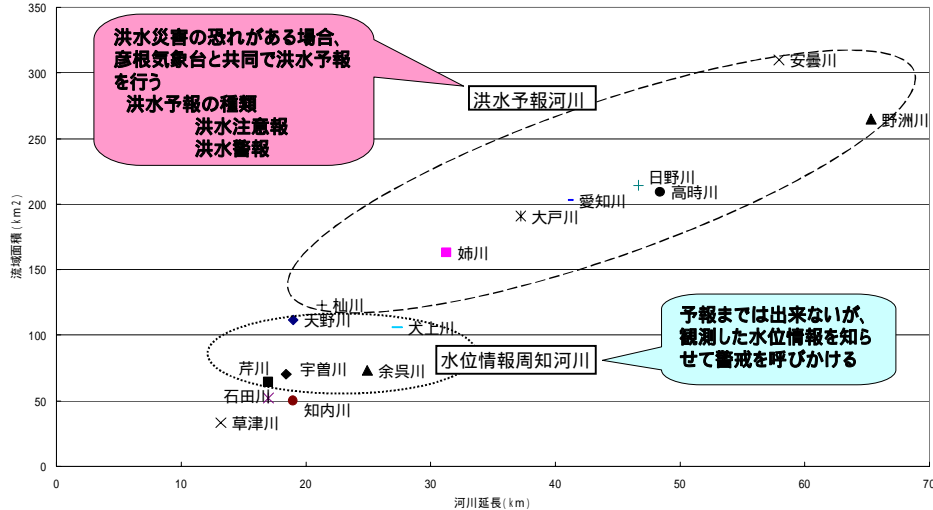
地域の水害について教えてください

水害ってあんがいみじかな地域の問題なんだね

地域の川の水害の歴史について調べてみました

みんなで、はやめに避難所へ

確実な避難誘導のための情報発信



洪水災害の恐れがある場合、彦根气象台と共同で洪水予報を行う
洪水予報の種類
洪水注意報
洪水警報

予報までは出来ないが、観測した水位情報を知らせることで警戒を呼びかける

これらの河川においては、水防法に基づく浸水想定区域図(浸水が想定される区域と水深を明らかにした図)を作成し公表します

円滑な避難行動のための情報共有



(彦根市HPより)

県が公表する浸水想定区域図を基に、避難場所の水害安全度の確認や避難の経路、要援護者の支援体制など地域皆さんで検討し、洪水ハザードマップにして洪水に備えましょう。



洪水ハザードマップ作製へ 草津市、全戸に配布 (2006年12月20日京都新聞電子版より)

県や彦根市などによる市街地の水害に備えようと草津市が、想定される浸水区域などを示す「洪水ハザードマップ」の作製に取り組んでいる。市民を交えたワークショップを開催し、マップに反映する避難経路や場所などの要望に住民の声を生かすこととしている。

ワークショップは、浸水が想定される11学区の町内会長や住民など40人を変えて、9月から計4回開いた。草津川や金剛川などの流域ごとに地域を4つに分け、連日開催の避難地や経路などを話し合った。

市街地は現地を歩いて、地物の実態にあった避難場所や経路のほか、「駅周辺のビルを避難場所とできない」「避難手段としてゴムボートを購入してほしい」などの意見や課題を出した。

市河川課は「住民に参加してもらうことでマップの内容が充実するし、水害への防災意識も高めてもらえる」と話しており、来年3月までにワークショップの成果を生かした地図を完成させ、市内全戸に配布する。

市や国土交通省琵琶湖河川事務所が公表している浸水想定区域図では、最大で市街地を含む40ヘクタールの浸水し、市民4万人に影響が出る、としている。



そなえる(その1).....平常時の予防

世代交流型ワークショップ

水害体験者(第一世代)から次世代へ体験を伝承

学校・社会教育での水害・災害教育

子供から高齢者まで継続した教育により防災意識を持続

遊水機能を持つ土地の土地利用規制

遊水機能のある農地の転用規制等により機能を維持

土地利用規制・誘導

新たな開発抑制等により被害を軽減

瀬田川洗堰の操作方法の検討
水害履歴の調査・検討
災害・水害の伝承者登録、派遣体制の整備
地域の防災講座開催
河川管理協力員制度
現行「県民土木協働推進事業」の充実
川普請(除草など)



農業振興地域の整備に関する法律(農振法)

農振法に基づく農業振興地域(特に、農用地区域)の指定により、土地の確保性が高い。

1. 規制対象

- 農用地区域(以下、農用地)の指定(農振法第4条)
自然性・経済性・社会的諸条件を考慮して、一帯として農業の振興を図ること
が目的と認められる地域
- 農用地区域の指定(農振法第4条第2項)
市町村は、農業振興地域整備計画を策定し、農用地区域を指定できる

2. 規制内容

- 開発行為の制限(第15条の1第1号)

都市計画法に基づく土地利用の制限

- 都市計画法第7条では、景観的な自然性を保全し、計画的な自然化を図るため、都市計画区域を区分して、市街化区域及び市街化調整区域を定めることとしている。
- 災害の発生のおそれのある土地の確保は、原則として農業振興地域に含まれないことができない。また、市町村は、この土地の確保は市街化調整区域として取り扱わず、**農用地の確保が義務づけられる。**(都市計画法施行令第3条)
- (注) 法条に関する条件としては、おおむね400分の傾斜強度50mm程度の降雨を対象として河堤が整備されないものと認められる河川の氾濫危険及び0.5m以上の浸水が予想される区域を「災害のおそれのある」土地としている

国土交通省作成資料

そなえる(その2).....氾濫により浸水の危険性がある区域での規制

災害危険区域の指定

建築基準法第39条に基づく

(災害危険区域)

第39条 地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。

宮崎市の例

災害危険区域指定へ 宮崎市の9地区

宮崎市は、昨年9月の台風14号で浸水被害が出た大淀川と本庄川流域の市内9地区の一部を対象に、住宅新築時に土台のかさ上げなどを義務づける「災害危険区域に関する条例」を制定する準備を進めている。

(引用元:朝日新聞2006-10-12)

条例による規制の例

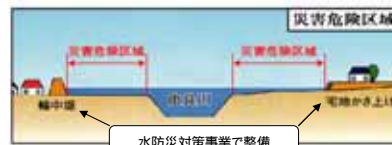
宅地嵩上げ

高床式建築

建築の禁止

舞鶴市の例

「舞鶴市災害危険区域に関する条例」18年3月施行
一級河川由良川における水防災対策事業と連携した土地利用規制を行う



引用元
<http://www.city.maizuru.kyoto.jp/contents/7d5c1c100222059/7d5c1c1002220597.html>

そなえる(その3).....氾濫時の逃げる体制整備

市町における避難体制の確立

避難勧告に対する助言や避難訓練等のサポート、広域避難体制の充実支援

災害時要援護者の避難誘導体制の充実

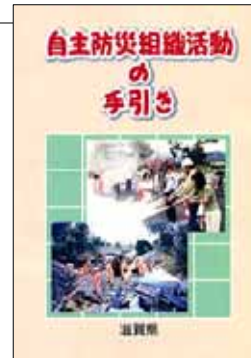
子供や高齢者の避難誘導体制の検討(TPOに応じた対応)

消防団(水防団)組織支援

自主防災組織の設立や既存組織の機能強化支援

氾濫シミュレーションの実施、公表
 浸水想定区域図公表
 ハザードマップ作成支援
 分かりやすい水位・雨量情報伝達の実施
 洪水予報の充実
 避難判断水位(特別警戒水位)の設定
 水防訓練の実施

滋賀県地域防災計画(風水害等対策編)
 第2章災害予防計画
 第17節災害時要援護者の安全確保と支援体制の強化
 第3章災害応急対策計画
 第19節災害時要援護者対策計画



おわり

草津市の取り組み事例

「草津市建築物浸水対策に関する条例」(H18.9.1施行)

1. 市の責務

浸水の恐れのある区域や浸水対策の整備指針等の情報提供に努める。

2. 市民・事業者の責務

市からの情報をもとに、自らの責任において浸水に対する安全性の確保等に努める。

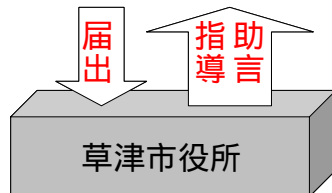
3. 特定建築物(市役所や学校等)の建築主

浸水対策上必要な措置を講じなければならない。

条例の具体的内容(1/3)

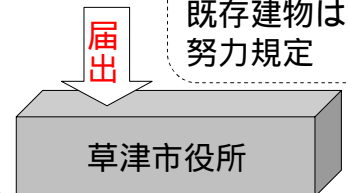
一般建築物

- 対象建築物
 - 1)地階を有する建築物
 - 2)非常用エレベーターを設置する建築物
- 場所
浸水の恐れのある区域



特定建築物

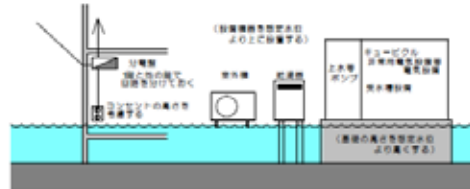
- 対象建築物
 - 1)防災拠点施設
 - 2)避難所
- 場所
市内全域



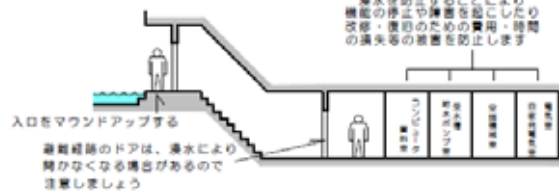
条例の具体的内容 (2 / 3)

特定建築物において必要な対策の内容

- ・電気設備関係は想定水位を考慮して設置



- ・地下室を設ける場合は、可能な限り浸水が生じないように設計

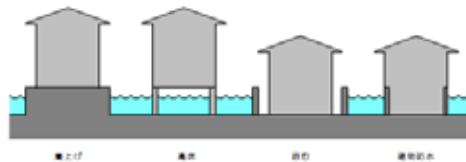


条例の具体的内容 (3 / 3)

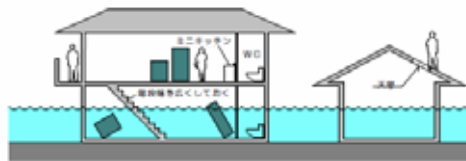
建築物の浸水対策整備指針 (参考となる対策を示したもの)

(対策例)

- ①床上浸水を未然に防ぐ



- ②床上浸水に備える



草津市の資料より抜粋

草津市洪水ハザードマップ作成WG



浸水想定区域図を基に住民の皆様が自ら避難経路等を選定し洪水ハザードマップ作りに参画して頂きました。



芹川 水害写真展

芹川の洪水の悲惨忘れまい
彦根 記録写真を集めパネル展

彦根市中心部を流れる一三号や、五九年の伊勢湾台風の時に記録された芹川の洪水の様子を、現在本町の西地区公民館で開かれている。
水害の悲惨な体験を思い出し、教訓として語り継いでもらおうと市道路河川課が開催。一九五三年の台風は東、旭森、中の各地区公民館に順次、会場を移し



芹川の洪水の記録写真に見入る人たち—彦根市西地区公民館で

芹川沿川にある彦根市内公民館を中心に芹川の洪水記録写真を集めたパネル展を順次開いています。

中日新聞 (H18.12.26朝刊) より

らむ。(築山栄太郎)

安曇川 水害学習会

10地区 約250人の参加を頂きました。



昭和28年水害から50年余が経過した近年、集中豪雨や台風襲来など大きな雨が降り、水害の危険が感じられます。災害は忘れた頃にやってくるといいます。身近な安曇川について、過去の水害を学ぶとともに将来に備えていくための学習会を開催しました。

安曇川の過去の水害状況、安曇川流域の降雨量、流域治水の考え方や水害体験者のお話などの情報提供とともに参加者による地図を使った想定避難を検討して頂きました。



(昭和28年台風13号被災写真)

おわり